

甲賀市長 岩永 裕貴



指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定により告示する。

1. 指定納付受託者の住所及び名称

住所： 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7 デジタルゲートビル10階

名称： 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

- ・みなくち子どもの森 入館料
- ・甲賀市生活環境課 粗大ごみ処理券
- ・甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 施設利用料
- ・水口歴史民俗資料館 入館料等

上記決済のうち、株式会社リクルート経由で提供しているQRコード決済に限り取り扱う